

退学申請について

スチューデント・オフィス

1. 退学について

- ① 病気などのやむをえない事由により、申請することができます。
- ② 既に納入済の学費等については返金されません。
- ③ 退学日は、1. 大学が退学を承認する会議の日付となります。
2. 但し、会議の日付より未来の日付であれば申請者が任意で選ぶことができます。
(希望の退学日がある場合は、担当者に事前に相談してください。)
3. 学費を納入している場合は、セメスター最終日(春セメスターは9月20日、秋セメスターは3月31日)の退学日を指定できます。その場合、当該セメスターの成績が残ります。
- ④ 退学後再入学した場合、在籍中に受給していた奨学金は基本的に継続されません。
但し、授業料減免奨学金については継続される可能性があります。

2. 手続きの流れ

- ① 以下の必要書類を一括で提出

退学願	学費負担者または家族の「同意」の署名が必要です。
退学理由書	パソコンまたは自筆で作成の文書 退学を希望する理由をA4一枚程度にまとめて下さい。 ※作成日、印かんまたは署名が必要です。
宛名ラベル	審議結果の希望郵送先住所をご記入下さい。 大学から簡易書留又はEMSで送付する際、利用します。
出国予定日の入った帰国チケットまたは予約証明のコピー	国際学生のみ
医師の診断書	病気による理由で退学する場合のみ
異動願(届)	国内学生で日本学生支援機構の奨学金を受けている場合のみ 退学時は、必ず奨学金の受給を休止しなければなりません。

- ② 提出された書類にもとづき審議を開始
- ③ 審議結果の通知: 結果を宛名ラベルに記載された住所に簡易書留(又はEMS)で送付します。

3. 許可の場合の手続き

- ① 許可通知に記載されている学籍番号、氏名、退学日を確認して下さい。
申請内容と異なる場合は、直ちにオフィスに連絡して下さい。
- ② 学生証をスチューデント・オフィスまで返却して下さい。

【再入学制度について】

- 退学したセメスターの最終日から3年以内のセメスターに再入学を願い出ることができます。
(再入学制度は、退学後、大学に戻ってくることを保障する制度ではありません。)
- 申請には審査・事務手数料10,000円、申請が許可された場合は再入学金13,000円が必要です。
- 手数料を含む申請方法は今後変更になる可能性がありますので、再入学を希望する場合は、必ず早めにスチューデント・オフィスにお問合せ下さい。

～ 不明な点は、学籍担当者 まで ～
〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1
立命館アジア太平洋大学 スチューデント・オフィス 学籍担当
TEL 0977-78-1124 Fax 0977-78-1125
Eメール: apustu1@apu.ac.jp